

レクサス高輪の行政処分につきまして

弊社レクサス高輪における不正車検につきまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑ならびにご不便をお掛けしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

本日、国土交通省関東運輸局より道路運送車両法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項および同法第94条の6第1項の規定違反があったとして、レクサス高輪の指定整備業務の取消および検査員4名の解任を申し渡されましたのでご報告申し上げます。

なお、今回の不正車検の対象となる565台のうち542台につきましては再検査及び再検査の予約が完了し、10月中にはほぼ全数が完了する予定です。

弊社の信頼回復への道のりは極めて厳しいものであることを重く受け止め、お客様の信頼回復に向けて会社改革に尽力してまいります。

記

【レクサス高輪 処分の概要】

①レクサス高輪の指定整備業務取消

故意による保安基準不適合状態で適合証の交付、および、検査の一部を実施せず適合証を交付した事実により、指定自動車整備事業の取消処分を受けました。

②レクサス高輪の自動車検査員4名の解任

保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明したこと、および、検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明したことにより、解任処分を受けました。

いずれも本日から2年間、再指定は認められません。

なお、国土交通省関東運輸局からの上記処分に併せ、社内規程に基づく懲罰処分を別途実施しました。

① 経営責任としての、社長以下、全役員の懲罰処分

② レクサス高輪関係者の懲罰処分

<本件に関するお問い合わせ>

【お客様】お客様相談テレフォン 0120-127-126

火曜日定休、受付 10:00～16:00

【報道関係】総務部総務企画室広報グループ 高橋・伊藤 03-5439-2430

以上

参考資料

1. レクサス高輪での改善取り組み

今回の不正車検においては、レクサス高輪において増加する仕事量に対し、エンジニアを中心とした人員や設備の増強が追い付かず、慢性的な高負荷状態であったにもかかわらず、会社が適切な対応をこななかったことに要因があったと考えており、以下のような対応を進めております。

- ◇ヘッドライトテスター等、サービス機器の交換
- ◇エンジニア休憩室の移設・拡張
- ◇オペレーション改善・人員増強による現場の負荷低減
- ◇小集団活動による職場のコミュニケーション強化・風土改革

2. 全社での改善取り組み

今回の問題をレクサス高輪だけでなく、全社での問題と捉え、社内改革を推進いたします。

(1) 働く環境の改善

- ・老朽化した設備機器・店舗ファシリティの改善

(2) 現場の負荷軽減

- ・人員増強（エンジニアおよびサポート人員の増強）
- ・車検業務オペレーション改善

(3) 人材育成・社員教育の強化

- ・経営陣からスタッフまで、職層別コンプライアンス教育の強化

(4) 業務改善活動・監査の継続的強化

- ・標準作業の再構築と作業時間の見える化
- ・監査項目に検査業務に係る確認とヒアリングを追加
- ・フィールドマネージャー（巡回指導員）による確認項目を追加

(5) 人事制度・処遇

- ・エンジニアを中心とした処遇改善
- ・チーム制作業体制の検討

(6) マネジメント改革

- ・目標マネジメントの見直し
- ・横断的監査組織の構築

(7) 風土改革

- ・職場内コミュニケーション活性化、社員相談窓口の周知徹底

以 上